

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【会社名】	クレアホールディングス株式会社
【英訳名】	CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 高史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】	03(5775)2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】	03(5775)2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 （注）会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 737,132,310円 （注）上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第20回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	16,380,715個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年4月1日
払込取扱場所	該当事項なし

## (注)

- 取締役会決議日  
平成25年3月15日開催の当社取締役会決議による。
- 募集の方法  
会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、基準日（以下注3に定める）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）
- 基準日  
平成25年3月31日
- 割当比率  
各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てる。
- 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日、以下同様。）  
平成25年4月1日
- 発行数（本新株予約権の総数）について  
発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する株式の数を除く。）を基準として算出した見込み数である。
- 振込機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について  
本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。
- 外国居住株主による本新株予約権の行使について  
本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関しそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	16,380,715個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式数を除く。）を基準として算出した見込み数である（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、45円とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	737,132,175円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、45円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年5月7日から平成25年5月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 日本証券代行株式会社 本店 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 なお、「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数個の新株予約権を保有する新株予約権者が、例えば1,000個分の新株予約権のうち500個の行使等を禁止するという趣旨ではない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

## (注)

## 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

## 2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

## 3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年5月7日（火）から平成25年5月30日（木）までであるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年5月27日（月）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となる。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申し出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定され

ている（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されている。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年5月27日（月）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続きについて、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要になる。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続きに時間を要する可能性がある。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなる。

#### 4．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 5．本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社大阪証券取引所において、同取引所が本書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年4月1日（月））となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げない。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われる。

#### 6．税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要がある。

#### 7．当社株主の権利

会社法192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができ、また、当社株式の売渡請求権（当社定款にその定めがある）もあることから、当社に単元株主となる株式数に満たるまで当社株式の買い増しをすることが可能である。なお、本件の基準日である3月31日（実質的な基準日は3月29日）から起算して4営業日前までに当社株式を株式市場で売却することで、当社の新株予約権の割当を受けないことも可能である。

### （3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

また、本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権（以下、「未行使本新株予約権」という。）については、行使期間の満了時において消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われない。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
737,132,175円	45,356,608	691,775,567

（注）

- 上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年3月15日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。なお、当該発行諸費用の内訳は下記の通り。
  - 業務委託報酬 36,856,608円 三田証券株式会社
  - 弁護士報酬 3,000,000円 第一中央法律事務所
  - 株主名簿管理人への手数料 2,000,000円 日本証券代行株式会社
  - その他諸費用（各口座管理機関事務手数料等） 3,500,000円
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

### （2）【手取金の使途】

- 当社グループ（当社及びクレア株式会社）における事業について

#### （1）．ロシア人工島建設事業からの撤退について

当社は、平成24年5月15日付「ロシア人工島建設事業撤退について」で公表しました通り、平成19年12月より、当社グループ全体の事業規模及び事業領域の拡大を目指し、ロシア連邦ソチ市黒海沿岸人工島建設プロジェクトを立ち上げ約7,172百万円のファイナンスを実施しましたが、翌年の金融危機に伴う円高・株安等の背景から、資金調達計画に遅れが生じたことに端を発し、プロジェクトを一旦停止いたしました。その後、プロジェクトの再構築に努め再開に向け尽力し

てまいりましたが、ロシア人工島建設事業を取り巻く環境は益々厳しくなることに加え、デフレに対する危機意識による景気の下振れへの強い懸念が蔓延する外部環境も重なった結果、将来的に当該事業の採算確保の見込みが立たない状況を鑑み、827百万円を支出したプロジェクトにもかかわらず資金の回収は困難となりますが、平成24年5月15日付にて同プロジェクトからの撤退を決定いたしました。なお、当該ロシア人工島プロジェクトには827百万円を支出しましたが、業務提携や運転費が主たる支出であったため資産を形成できておらず、また、当該ロシア人工島プロジェクト撤退により収益の見込みも断たれ、資金の回収は不可能となりました。

ロシア人工島建設事業によって当社の社会的信頼が失墜したことにより、株価は低迷し、また金融機関からの支援を受けることも困難となりました。そのため、現在、既存の建設事業ならびに不動産事業とのシナジー効果を重視し、太陽光発電モジュールのファブレスメーカーとしての事業を中心に太陽光事業を推進しております。エネルギー問題という大きな課題に日本が対峙していくにあたって、当社がこれまで培ってきた経験やノウハウを役立てていくことこそが、当社の社会的信用を回復せしめ、引いては企業価値の向上につながり、結果として株主の皆様のご期待に沿うことになるものと判断しております。

## (2) . 今後の当社グループの経営戦略について

当社グループは、ロシア人工島建設事業において事業における外部環境等の理解が不十分であった点を反省し、太陽光事業においては、当該事業に係る事業環境や事業面について予め十分な分析を行った上で、推進をしている次第でございます。

これまで先行してきた一般家庭向け及び小型発電施設向けの販売については、太陽光事業に参入している事業会社とOEM契約を締結（平成23年8月19日付で韓国鉄鋼株式会社、平成24年3月8日付でSTX Solar Co., Ltd.と太陽光モジュールOEM契約を締結。）したことに加え、パワーコンディショナーの仕入れ経路の確保（平成23年10月20日付で現代ジャパン株式会社（東京都千代田区内幸町 代表者 李 逢燦）とパワーコンディショナーに関する供給契約を締結）、クレア製太陽光システムが太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）（経済産業省が平成20年度より開始した住宅用太陽光発電システムの設置に関する導入支援対策の補助金制度）より補助金が適用される認定を受け、並びに大阪営業所の設置等を行い事業体制を構築し小型発電施設を中心に太陽光発電システムを販売いたしております。

太陽光事業を取り巻く環境といたしましては、平成24年7月1日施行の「再生可能エネルギー特別措置法」に基づいた再生可能エネルギー全量買取制度が導入されたことにより、太陽光発電に係る事業環境が急速に整備された結果、大型太陽光発電施設建設が相次いでおります。一方で、現状において1キロワット時42円/kwhとされている太陽光発電の買取価格については、平成25年度からはkwh30円台後半に引き下げられる見通しであることが報じられており、買取価格42円の適用を受けるためには3月中の申請が必要となっております。

こうした中、当社グループといたしましても、大型太陽光発電施設建設に対し分析、検討を重ねた結果、これまで先行してきた一般家庭向け及び小型発電施設向けの販売を継続しつつも、上述の全量買取制度を活用することで、大型太陽光発電施設を建設したうえでの売電事業でも安定した収益性をあげることが期待できると考え、大型太陽光発電施設建設に向けた具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が想定する利回りを達成するためには、発電規模は2メガワット規模がリスクや売却のしやすさ等を踏まえて妥当である。資金回収については収益物件として建設後売却することで早期に資金回収、利益実現を図ることが可能である。仮に売却できなくても、全量買取制度によって42円/kwhの買取価格が20年間適用されることから12年での回収が可能である。と試算し、全量買取制度によって42円/kwhの買取価格が20年間適用されることから、2メガワット規模の太陽光発電施設を建設した場合、当初の投資額をおよそ12年間で回収できるものと試算しております。また、建設した太陽光発電施設を継続して保有せず第三者に転売した場合は、より短い期間で収益を実現することができ、資金効率を高めることが可能であることから、太陽光発電施設の建設に係る当社経営戦略における重要な選択肢として考えております。

## (3) . 太陽光発電施設の建設について

今般、当社が当該事業を更に推進していくために十分な投資利回りを確保する観点から、現時点においては42円/kwhでのエネルギー全量買取制度の申請を既に行っているパートナーと協力することが肝要であると判断し、42円/kwhでのエネルギー全量買取制度申請済み候補地を保有していること、42円/kwhでのエネルギー全量買取制度申請済み候補地を多数取り扱っていること、EPC業者とすでに提携していること等から、当社グループとの太陽光事業の協業に関して合意を得た株式会社イスタジアグループ（代表者 片平 真江 東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング）（以下「イスタジア社」という。）を、当社の大型太陽光発電施設事業におけるパートナーの一社として選定し、平成25年1月16日付で同社とは基本合意契約を締結いたしました。イスタジア社以外にも上記条件を満たすパートナー候補もございましたが、当社の資金調達結果に応じて柔軟に対応し太陽光発電施設を建設することが可能な基本合意契約（当社グループにおける、プロジェクト会社1件あたりに対する出資比率を20%以上とし、その比率を個別契約にて決定する旨）が締結できたため、同社を第1に選定いたしました。

当該基本合意契約は、日本における10メガワットの太陽光発電施設建設プロジェクトの包括契約として、プロジェクトごとに太陽光発電施設に特化したプロジェクト会社を共同で運営する旨、クレア株式会社のプロジェクト会社への出資割合は20%以上とし、出資割合、費用負担割合、利益配分割合は個別に協議して決定する旨、EPC事業においては中国建材国際工程集团有限公司（以下「中国建材」という。）に再委託する旨を約しております。イスタジア社は、昨年、中国等日本国外において大型の太陽光発電施設の建設実績を持つ中国建材との間で、日本における総計48メガワットの太陽光発電施設建設プロジェクトの総括的な請負契約を締結しており、イスタジア社自体には建設実績は無いものの、48メガワットの請負契約の一環として現在日本国内の複数の候補地で太陽光プロジェクトを検討しており当社の事業パートナーとしては最適な先であると考えております。なお、当該基本合意契約は、48メガワットの請負契約の内、総計10メガワットを当社グループと協業する契約です。中国建材社が日本国内での実績を蓄積した上で投資を実施すべきとの意見も一部役員からございましたが、EPC業者である中国建材は、施工に関する発注および管理を担っており、施工、保守管理につきましては実績のある国内業者が行います。そのため、中国建材社をEPC業者とした本プロジェクトに参画しております。

株式会社イースタジア社及び中国建材国際工程集团有限公司につきましては、当社独自の調査（当該法人名、同社取締役、及び監査役について、WEB上の情報、新聞報道の情報、及び同業他社からの情報に基づき調査）並びにイースタジア社との基本合意契約における表明保証により反社会的勢力に該当しないと判断しており、イースタジア社（同社の取締役、監査役含む）については、外部の調査会社（ガルエージェンシー錦糸町）に調査を依頼した結果、反社会的勢力には該当しない旨の調査結果を確認しております。

## 2. 太陽光発電施設の建設費用及び支出予定時期について

### (1) 太陽光発電施設の建設費の充当方針

本件における具体的な資金使途につきましては、最終的な資金調達額に応じて次の通り充当する方針でございます。

#### (A) 本件における手取金額が640百万円（行使比率約95%）以上の場合

（概要）イースタジア社より紹介の候補地、もしくはイースタジア社以外で独自に調査を行った候補地の案件から1件（年間発電量2メガワット）のプロジェクトを選定した上で、当該プロジェクトの必要費用の100%（640百万円）分を当社が全額出資することで太陽光発電施設建設をいたします。

（詳細）年間発電量が2メガワットに達する太陽光発電事業については、当社自らが太陽光発電施設建設に際する必要な工事費等を全額負担する形式にて参画し、当社或いはイースタジア社が、同発電施設そのものを転売（発電施設及びそれに付帯する設備全てを同業者等に対して売却）、若しくは分譲（発電施設及びそれに付帯する設備（太陽光パネル等）を一部投資単位を分割した上で同業者等に対して売却）や証券化（発電施設及びそれに付帯する設備の保有者は変更せず、当該プロジェクトが将来生出すキャッシュ・フローをベースとし、有価証券等に変換した上で同業者等に対して売却）の手法によって小口に分散して販売する方法（以下「本件売却方法」という。）によって収益を得るビジネスモデルに一定の収益機会を見出せると考えております。

年間発電量が毎年2メガワットの太陽光発電施設の建設等にかかる費用は、プロジェクト会社の設立または取得費（申請費清算、土地権利金等）がおよそ20百万円、太陽電池、発電機器及びパワーコンディショナーの仕入れ費用並びにそれらの設置工事費の総額でおよそ620百万円、合計で640百万円のコストが発生し、当該事業の運転資金として別途51百万円が発生するとの試算をしております。一方で収益面につきましては、平成25年3月末までに各電力会社への系統連携の本申請を行うことで全量買取制度によって42円/kwhの買取価格が20年間適用されることを条件として、投資（太陽光施設建設の着工前）から投資回収（施設完工後売却）までおよそ12ヶ月から14ヶ月程度を見込んでおり、当該投資にて当社は期待値として8%程度の投資利回りを見込んでおります。前述のとおり、こうした発電施設建設にあたっては、発電施設の運営に特化したプロジェクト会社を当社単独で出資並びに設立の上、運営したいと考えております。

#### (B) 本件における手取金額が124百万円（行使比率約20%）以上、640百万円（行使比率約95%）未満の場合

（概要）イースタジア社より紹介の候補地、もしくはイースタジア社以外で独自に調査を行った候補地の案件から、1件のプロジェクトを選定した上で、当該プロジェクトへ調達額の全額を出資、或いは複数の参画プロジェクトを選定し出資した上で太陽光発電施設の建設をいたします。

（詳細）基本的には、当社自らが太陽光発電施設建設に太陽光発電施設建設に際する必要な工事費等の一部を負担する形式にて参画いたします。例えば、手取金額が500百万円の場合、全額を1プロジェクトに出資（640百万円の総費用のうち78%程度を当社資金により実施）、或いは、1プロジェクトあたり250百万円ずつを合計2プロジェクト（640百万円の総費用のうち各プロジェクトにおいて39%程度を当社資金により実施）に出資いたします。投資回収方針については、上記（A）同様に当社或いはイースタジア社が同発電施設そのものを転売、証券化、有価証券等に変換した上で同業者等に対する売却の手法にて投資回収を図るスキームを想定しております。この場合、投資回収（施設の完工後売却）までの期間は(A)同様におよそ12ヶ月から14ヶ月程度を見込んでおります。また、投資利回りにつきましても、(A)同様に期待値として8%程度の投資利回りを見込んでおります。

なお、1プロジェクトあたり124百万円未満の出資によりプロジェクトに参画する予定はございません。

#### (C) 本件における手取金額が124百万円（行使比率約20%未満）未満の場合

（概要）イースタジア社より紹介の候補地から1件を選定し出資をする。

（詳細）前述の通り、イースタジア社との基本合意契約において、プロジェクト会社への出資割合は、総費用のうち20%（およそ124百万円）以上と定められていることから、本件による調達額の全額を、1件のプロジェクトに対して充当することを予定しております。万が一一本新株予約権の行使が進まず、イースタジア社との基本合意契約に基づく太陽光発電施設建設プロジェクトに関して当社が拠出を予定する必要な資金調達が達成出来なかった場合におきましても、残額については、別途自己資金による充当、或いは第三者割当増資などの方法により充当をする可能性があります。現時点で決定している事実はありません。なお、第三者割当増資の実施に際しては、原則新たな投資家に株式を交付することから、既存株主の皆様における一株当たり利益が減少する可能性が生じる点等を十分に考慮したうえで、検討をいたします。

なお、上記(C)にて自己資金の拠出並びに第三者割当増資の検討に関して言及しておりますが、本件はその全額をライツ・オフリング（ノンコミットメント型）にて調達する予定です。ご参考までに、以下は当社が本資金調達手法を選択した理由の概要となります。

### A. ライツ・オフリングを選択した理由

主には既存株主の利益保護の観点から、既存株主に同条件で予約権を割当て、行使を希望しない場合には取引所での売却益にて補填出来る本スキームの特徴を活かしつつ、当社の株式出来高から想定される予約権の取引高を活かして一定の資金調達が期待出来るためです。

他の資本性資金調達も検討しましたが、公募増資については、一株当たり利益の希薄化の問題の他、当社の現時点の時価総額から鑑みた場合、実現可能性は極めて低いと预料する点、また、第三者割当増資については、同じく前述の一株当たり利益の希薄化の問題の他、当社の経営の独立性を確保するという観点から、約7億近い規模の資本増強を特定の第三者に行うことを現時点では戦略上想定していないという点により、調達手法の選択肢から外しております。但し、当該影響が小さいと想定される水準の調達については、検討の余地があると考えており、上記(C)の通り、本件実施の調達額により上限124百万円程度の第三者割当増資であれば本件資金調達の終了後、第三者割当増資に関して検討する可能性がございます。

一方で、金融機関等からの調達等負債性の資金調達も検討しましたが、当社に対する与信判断は厳しい状況にあり、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあるため断念しました。

#### B. ノンコミットメント型を選択した理由

当社としても、資金調達額が固定されるコミットメント型の方が望ましい調達手法であると考えており、実際に当該スキームについてもその実現可能性を検討し、複数の金融機関に打診いたしました。しかしながら、( ) 当社の業績並びに株式流動性等を鑑みた場合の引受金融機関等が負うリスク面、( ) 過去日本国内でコミットメント型のライツ・オフリングの事例が無いことから煩雑となることが予想される手続面等の理由から、最終的に当該スキームを引き受ける金融機関を見付けるにはいたらず、検討を断念いたしました。

#### (2) 本新株予約権の資金使途

「(1) 太陽光発電施設の建設費の充当方針」の(A)(B)(C)各々の場合における資金使途は下記の通りとなります。

(A) 本件における手取金額が640百万円(行使比率95%)以上の場合  
調達額の全額について、太陽光事業を行うプロジェクト会社1社への出資金として充当する予定です。プロジェクト会社で要する費用の内訳は、例えば本件における手取金額が640百万円の場合下記の通りとなります。

- ・プロジェクト会社取得費用 20百万円(平成25年6月頃)
- ・太陽光発電施設建設費 200百万円(平成25年6月頃)
- 210百万円(平成25年10月頃)
- 210百万円(平成26年2月頃)

なお、本件における手取金額のうち、640百万円を超える部分については、太陽光プロジェクトの期中における事業運転費に充当する予定です。

(B) 本件における手取金額が124百万円(行使比率約20%)以上、640百万円(行使比率95%)未満の場合

調達額の全額について、太陽光事業を行うプロジェクト会社1社、或いは複数社への出資金として充当する予定です。出資金の充当先並びに使用時期については上記「(A) 本件における手取金額が640百万円(行使比率95%)以上の場合」と同様の使途を予定しておりますが、費用総額に対し、当社が出資金が占める割合については、各プロジェクト会社における当社の出資割合に応じて異なります。以下は、例えば当社が320百万円の調達を達成した場合におけるプロジェクト会社で要する費用内訳の例です。

(事例1) 全額プロジェクト会社1社への出資金へ充当(1社50%出資)

- ・プロジェクト会社取得費用 10百万円(平成25年6月頃)
- ・太陽光発電施設建設費 100百万円(平成25年6月頃)
- 105百万円(平成25年10月頃)
- 105百万円(平成26年2月頃)

(事例2) プロジェクト会社2社(プロジェクト及び )への出資金へ充当(2社各25%出資)

(プロジェクト)

- ・プロジェクト会社取得費用 5百万円(平成25年6月頃)
- ・太陽光発電施設建設費 50百万円(平成25年6月頃)
- 52.5百万円(平成25年10月頃)
- 52.5百万円(平成26年2月頃)

(プロジェクト)

- ・プロジェクト会社取得費用 5百万円(平成25年6月頃)
- ・太陽光発電施設建設費 50百万円(平成25年6月頃)
- 52.5百万円(平成25年10月頃)
- 52.5百万円(平成26年2月頃)

但し、最終的な金額並びに充当期間については、今後各プロジェクトにおける個別契約の中で交渉をし、決定をいたします。

(C) 本件における手取金額が124百万円(行使比率約20%未満)未満の場合

調達額の全額について、太陽光事業を行うプロジェクト会社1社への出資金として充当する予定です。当社出資金の充当先並びに使用時期について下記の通りとなります。

- ・太陽光発電施設建設費およびプロジェクト会社運営費 124百万円(平成25年6月頃)

なお、本件による調達額が124百万円に満たない場合、124百万円の差額分について自己資金による資金の拠出或いは別途第三者割当増資などの方法により資金調達を行う想定であるため、差額分の調達期間により支払時期が変更になる場合があります。

### 3. 太陽光発電施設建設プロジェクトの進捗状況について

イースタジア社より紹介の候補地、もしくはイースタジア社以外で当社が独自に調査を行った候補地での太陽光発電プロジェクトについて、現在、総計10メガワット以上の候補地の紹介(2メガワット相当5件)を受けております。その候補地については、すべて電力会社との系統連携の事前協議並びに設備認定の取得について完了しております。例えば、千葉県大多喜町での太陽光施設建設プロジェクト(以下「大多喜町プロジェクト」という。)においては、イースタジア社がプロジェクト会社を組成した上で、電力会社との系統連携の事前協議並びに平成24年12月26日付で設備認定の取得を完了しており、現在、当該プロジェクト会社より系統連携の本申請手続きを開始し太陽光施設建設の準備段階にあります。

#### 4. 資金調達及び太陽光発電施設建設に関わるリスクについて

本件の実施及び本件による資金調達の使途である太陽光発電施設の建設に関して、当社といたしましては、次にあげるようなリスクを認識しております。他方、当社としては当該リスクを考慮してもなお、本件の実施及び本件の資金調達の使途である太陽光発電施設の建設によって一定の収益を計上することができると考えております。各投資家様につきましては、以下のリスクについてご理解いただいたうえで、最終的に本新株予約権の行使等に係るご判断をいただければと存じます。

##### (1) 本件増資におけるリスク

###### プロジェクトに必要な資金が調達できないリスク

本件による調達額が124百万円に満たない場合、太陽光施設施工の開始に際し当該124百万円の資金の準備が不可能となり、施設の施工開始に至らず、投資が実施出来ないリスクがございます。

当該調達額は、本件による行使比率が20%以上で達成いたしますが、1プロジェクトの最低出資金額124百万円に満たない場合には、本件による調達額と124百万円の差額分について、自己資金による資金の拠出或いは別途第三者割当増資などの方法により資金調達を行い対処をする予定です。但し、当該件については本件行使期間終了後の調達結果をもって検討を開始するか判断する予定であることから、現時点で決定している事実はありません。

なお、イースタジア社から紹介のプロジェクトについては、基本的にイースタジア社、中国建材或いは当社が、また、イースタジア社以外の業者から紹介のプロジェクトについては当該紹介業者或いは当社が太陽光施設の売却先を募る予定で、個別契約において出資割合を確定いたしますが、現状、当社以外の出資者を募集している状況ですが、各プロジェクトに必要な資金が調達できない場合には、プロジェクトの進捗・成否に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

##### (2) 太陽光施設施工前段階におけるリスク

###### プロジェクト選定後、個別契約の締結に至らないリスク

各プロジェクトの想定利回り等を決定した上で、最終的に投資対象とするプロジェクトを選定いたしますが、契約条件面で折り合わない等の理由により最終的に個別契約の締結に至らないリスクがございます。

当該リスクを踏まえ、結果的に個別契約が締結できないといったことの無いよう、複数の候補地に対し関係者と交渉しております。なお、個別契約については、本件による資金調達が定まらない限り、具体的な条件(どのプロジェクトにいくら拠出するか等)が決定出来ないことから、本件行使期間終了後の調達結果をもって契約締結の具体的交渉を開始する予定です。

###### プロジェクトの候補地において前提とする全量買取制度によって42円/kwhの買取価格が20年間適用されないリスク

本件候補地となるプロジェクトについては、現在全て電力会社との系統連携の事前協議並びに設備認定の取得について完了したうえで、現在、電力会社への系統連携の本申請を行っております。従いまして、原則全てのプロジェクトについて全量買取制度によって42円/kwhの買取価格が20年間適用される見込みですが、何らかの理由により当社が検討する全ての候補地において当該本申請が行われなかった場合には、当該価格が適用出来ず、当社の投資利回りが達成できないリスクがございます。

##### (3) 太陽光施設施工時にかかるリスク

###### 施工部材の調達等が遅延するリスク

施工業者の事情により、施工部材の調達がスケジュール通りに進まないリスクがございます。施工時期が長期化した場合、追加的な費用が生じる可能性がございますが、事業計画上においては一定の予備費をリザーブすることを予定しております。なお、各関係者のリスク負担割当(上記のような事象が生じた場合の費用負担割合)については、今後、各プロジェクトの個別契約の中で交渉をして参ります。

###### 施工業者が選定出来ないリスク

当社は現在施工業者の同行のもと複数の候補地についてデューディリジェンスを行っておりますが、最終的な契約条件等で施工業者の合意が得られない場合においては、施工業者との契約締結に至らないリスクがございます。

当該リスクを踏まえ、現在当社は複数の施工候補業者と協議を進めております。

###### 施工部材の調達コストが増額するリスク

施工部材については案件に応じて、海外法人から輸入する場合がございます。従いまして、本事業は日本国内で実施することから今後の為替レートの水準によっては調達コストが上昇し、当社が想定する投資利回りが達成できないリスクがございます。

##### (4) 太陽光発電施設売却時におけるリスク

当社は、建設した発電施設を建設後即座に売却先へ売却といった方法により早期収益化を図りますが、当該売却が成立しない場合、想定する投資利回りが得られないリスクがございます。現時点では、イースタジア社および当

社において、売却を予定する先はあるものの、プロジェクト自体が始動していないことから、売却予定先との間で発電施設に係る売買予約契約並びに売却予定先からの買付意向表明書の取得等には至っておりません。また、現在、当社は期待値として8%程度の投資利回りを見込んでおります。従いまして、現段階においては売却価格および売却が確約されたものではございません。

(5) 太陽光発電施設保有時におけるリスク

万が一、売却先が選定できない場合、売却先が選定できるまでプロジェクト会社は施設を保有することになります。その期中におけるプロジェクト会社が受領する収益が投資利回りの源泉となりますが、本プロジェクトは売上の100%が太陽光発電の売電収入に相当することから、現状の想定売上並びに投資利回り確保の観点からは、再生可能エネルギー全量買取制度が今後も適用されることが前提となります。従いまして、当該制度の廃止、或いは、当該制度の重要な点(売電価格等)について修正がなされた場合は、十分な売電収入を得られず投資利回りが低下するリスクがございます。

本件のリスクについては以上の通りとなりますが、当社グループが太陽光発電事業に参入した理由の一つに「国策に即している」ことが挙げられます。全量買取制度という42円/kwhという高い売電収益を20年間固定で得ることができる機会に際し、太陽光発電事業に参入した当社グループといたしましてもこの機会に42円/kwhの買取価格が20年間適用される売電収入を得る太陽光発電施設建設が当該事業に与える影響は計り知れないという認識の下、本件増資計画を遂行してまいりました。

当初、当社は3月までに系統連携事前協議、設備認定取得済みのプロジェクト会社を取得し自ら系統連携の本申請をすべく、9月より関係各所への本件増資に対する事前協議を開始いたしましたが、42円/kwhでの太陽光発電施設の建設を実行させるためには3月までの系統連携の本申請が必須であること、各プロジェクト会社において本申請後にスポンサーをいち早く確保することは明白であると考えられ、本件増資については必要性、緊急性が認められると認識しております。

なお、本件にかかるプロジェクトの進捗、個別契約の進展、費用発生、調達資金の充当などについては判明次第開示するほか、調達資金の用途については四半期報告書等に開示をさせて頂く予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 臨時報告書の提出について

組込情報である第48期有価証券報告書の提出日（平成25年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月15日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。  
（平成24年6月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社は、平成24年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### （1）株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

##### （2）決議事項の内容

###### 第1号議案 株式併合の件

###### 併合する株式の内容

###### 1．併合する株式の種類

普通株式

###### 2．併合する株式の割合

当社普通株式の発行済株式総数について、100株を1株に併合いたします。ただし、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には会社法第235条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

###### 3．株式併合の効力発生日

平成24年7月17日

###### 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、現行定款第5条に定める当社の発行可能株式総数を1,909,000,000株から65,538,636株に減少させるとともに、現行定款第7条に定める単元株式数を10株から100株に変更するための所要の変更を行うものであります。

また、第8条（4）を新設し、当社の単元未満株式を有する株主の皆様が、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株の株式を売り渡すことを当社に対し請求をする権利を定め、かつ附則を新設し、株式併合の効力発生日に関する旨、および当該附則が、期日経過後の翌日にこれを削除する旨を追加しております。

###### 第3号議案 取締役4名選任の件

笹本秀文、杉浦亮二を監査役に選任するものであります。

##### （3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	51,753,215	19,386,708	0	(注)1	可決(72.74)
第2号議案 定款一部変更の件	51,930,722	19,209,20	0	(注)1	可決(72.99)
第3号議案 監査役2名選任の件					
笹本 秀文	53,489,261	17,650,662	0	(注)2	可決(75.18)
杉浦 亮次	53,489,444	18,288,479	0		可決(75.18)

#### (注)

- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### (4)株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席者の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

（平成24年9月24日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成24年5月17日、提出会社に対する訴訟が和解により解決しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成21年10月27日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社スクエアコンサルティング

住所 東京都港区高輪四丁目10番31号

代表者の氏名 代表取締役 三井 一雄

(3) 当該訴訟の内容

株式会社スクエアコンサルティングは、当社と株式会社スクエアコンサルティングとの間に平成19年11月30日付で締結された「支払延期合意書」が存在し、その内容が、当社が1億7,500万円及びこれに対する消費税相当額の委託報酬支払債務を負担し、又、当該債務について当社の子会社であるMILLENNIUM INVESTMENT株式会社が連帯して保証、当社は、MILLENNIUM INVESTMENT株式会社の株式を譲渡担保に供する旨の記載があるため、本件の訴訟において、当該支払延期合意書に基づく委託報酬の支払いを請求し、又、MILLENNIUM INVESTMENT株式会社の発行する全株式の株主が株式会社スクエアコンサルティングであることの確認を請求しているものであります。

(4) 損害賠償請求金額

金2億1,637万6,027円及び1億8,375万円に対する平成21年10月16日から支払い済みに至るまで年20%の割合による遅延損害金

(5) 訴訟の解決があった年月日

平成24年5月17日

(6) 訴訟の解決があった年月日

当社は、株式会社スクエアコンサルティングに対して和解金を1億2,000万円支払うことを認め、平成24年5月21日限り3,000万円、平成24年6月15日限り3,000万円、平成24年7月17日限り3,000万円、平成24年8月10日限り3,000万円を支払い、又、当社及び当社グループ会社、株式会社スクエアコンサルティング及び株式会社スクエアコンサルティングの利害関係人三崎正敏氏の間には、和解条項に定めるものの他に何ら債権存在しない。

（平成24年12月4日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、当社の連結子会社である株式会社サニーダ（以下、「サニーダ」という）が提訴され係争中であった未払金請求訴訟について、平成24年9月26日に東京高等裁判所より原告の請求を棄却するという判決を言い渡され、原告側による控訴提起の期限である平成24年10月10日までに控訴がなされなかったため、原告の請求の棄却が確定致しました。当該事象は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成21年9月8日

(2) 当該事象の対象となった訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ラップクリエイト（旧商号 株式会社サニーダテクノ）

住所 東京都中央区湊1丁目7番4号M Jビル7階

代表者の氏名 代表取締役 神谷 昭

(3) 当該事象の対象となった訴訟の内容

サニーダは、原告である株式会社ラップクリエイト（旧商号 株式会社サニーダテクノ（以下、「原告」といいます））より給排水管更正工事に係る特許権のサニーダへの譲渡契約（譲渡対価額180,000千円）を平成20年4月18日に締結いたしました。当該契約の前提として、原告の代表取締役神谷昭氏が代表理事を務める給排水管路再生事業協同組合からサニーダが工事を受注出来ること及び本訴訟の対象となっている特許権を同業他社に使用させサニーダがロイヤリティを受け取ることとなっております。

しかしながら、契約締結後、原告の行うべき前提条件の進展が無く、サニーダは、特許権の保有価値等について検討した結果、当該契約の変更又は取り消し等を行うべきと判断致しました。

その後、原告との交渉と重ねて参りましたが、交渉は難航し、その結果、サニーダが平成21年7月31日を最後に当該特許代金の分割支払いを停止しました。

このため、原告より平成21年9月8日付にて、未払金44,315千円及び訴状送達日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払いを求める訴状が東京地方裁判所に提出され、今日まで係属に至ったものであります。

審理中において原告は、当該譲渡対価額には、特許権以外にも給排水管更正工事の工法を含んでいるため支払いを行うべきと主張しましたが、サニーダは、当社側から再三要求したにも係わらず名義変更が出来なかったのは譲渡契約で売買対象となっている特許権が、既に原告の独占使用権を失っていたことや本件譲渡契約締結の前後に渡って同じ特許権が第三者へ二重譲渡されていること等の事実を軸に主張して争ってまいりました。

(4) 当該事象の対象となった訴訟の損害賠償請求金額

未払金44,315千円及び訴状送達日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員

(5) 当該事象の対象となった訴訟の解決があった年月日

平成24年10月10日

(6) 当該事象の対象となった訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件訴訟の判決に伴い、平成25年度連結決算において債務消滅益145,540千円を特別利益として計上致します。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第48期	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第49期 第3四半期	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

#### 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

#### 第六部【特別情報】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月29日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度においても355,304千円の営業損失及び342,335千円の当期純損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについても継続してマイナスの状況が続いている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は株式会社スクエアコンサルティングとの間の訴訟において、平成24年5月17日付けで和解に至っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、普通株式の株式併合を実施する旨の決議をし、平成24年6月28日開催の株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成23年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成23年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クレアホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、クレアホールディングス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度においても259,470千円の営業損失及び320,368千円の当期純損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについても継続してマイナスの状況が続いている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は株式会社スクエアコンサルティングとの間の訴訟において、平成24年5月17日付けで和解に至っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、普通株式の株式併合を実施する旨の決議をし、平成24年6月28日開催の株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成23年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成23年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

クレアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても235,529千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。